

五泉市農業委員会

令和6年 第9回 定例総会議事録

会議開催 令和6年9月30日(月) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 (欠席)	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

5番 大槻 彰吉

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第9回定例総会を開催いたします。

 松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第9回総会を開会いたします。

 ただいまの出席委員数は、19人中17人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、5番・大槻 彰吉 委員からは欠席、4番・亀山 公子 委員からは遅刻の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

 五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、9番・権平孝男 委員、10番・金子信行 委員 にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願いします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。調査班の班長、2番・渡辺清滋 委員から、報告をお願いします。

調査班長（渡辺清滋 委員）

はい議長。議席番号 2 番、現地調査班 渡辺です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 9 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 00 分から私ほか、高橋 委員、久保 推進委員、森山 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、赤海 1 丁目、緑町、木越、荻曾根、町屋、今泉、木越、中川新、赤羽、一本杉、村松地区では、村松字六軒丁、石曾根、牧 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 　／ 議第 1 号

議 長 　　続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 5 件で、売買が 1 件、交換が 2 件、使用貸借が 2 件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 53 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番と番号 3 番は、交換の案件です。番号 2 番は、田 2 筆、合計面積 2,042 m²、番号 3 番は田 2 筆、合計面積 2,052 m²、それぞれ交換するものです。

12 ページおよび 13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は、使用貸借の案件です。譲渡人の経営移譲年金の受給資格を維持するため、6 ページに記載のとおり、田 17 筆、畑 2 筆、合計面積

20,280 m²を親子間で貸借するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページに戻っていただき、番号5番は、使用貸借の案件です。譲渡人の経営移譲年金の受給資格を維持するため、10 ページに記載のとおり、田17筆、畑11筆、合計面積15,423.15 m²を親子間で貸借するものです。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡辺清滋 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は牧地内の養魚水田、番号2番は今泉地内の田、番号3番は町屋地内の田、番号4番は緑町および寺沢4丁目、赤海1丁目、赤海3丁目、中川新、東四ツ屋、赤羽、土堀地内の田および畑、番号5番は一本杉地内の田および畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議長 今井委員。

今井聡 委員

議席番号3番、今井です。親子関係の使用貸借のものがありますが、例えば住所が違っていても親子関係は手続き上成立するということですか。世帯が違っていても。

議長 事務局。

阿部係長 はい、お答えします。住所が異なっていましても同じ経営体の農家というものはございますので、その場合でも親子間の使用貸借は成立いたします。

今井聡 委員

分かりました。

議長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数1件で、計画者の変更が1件であります。

19ページをご覧ください。番号1番は自社工場および社員駐車場のため平成6年に転用許可を受けておりましたが、埋め立て後に計画の履行ができなくなったため、計画を承継者に譲り渡すものであります。計画そのものの内容については5条許可申請が併せて提出されていますので、議第3号で説明いたします。従いまして、計画者の承継という部分につきまして、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

7 議件 / 議第 3 号

議 長 続きまして、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、売買が 2 件、賃貸借が 1 件であります。

29 ページをご覧ください。番号 1 番は、先ほどご承認いただきました、議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。荻首根地内の登記地目 田 3 筆、合計面積 2,617 ㎡を店舗建築敷地とする永久転用案件で、賃貸借となります。

36 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-a-(a)」であります。申請地は、下水道、上水道が埋設された地域でおおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設、具体的にはひまわり保育園と笹川歯科医院があるため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

29 ページに戻っていただき、番号 2 番は、木越地内の登記地目 田 1 筆、面積 968 ㎡を資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

42 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-a-(a)」であります。申請地は、下水道、上水道が埋設された地域でおおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設、具体的にはエービーシー幼稚園とつくし保育園があるため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

29 ページに戻っていただき、番号 3 番は、村松字(あざ)六軒丁地内の登記地目 畑 1 筆、面積 89 ㎡を駐車場・雪捨て場とする永久転用案件で、売買となります。

48 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、村松字(あざ)六軒丁地内の都市計画用途地域内にあり、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡辺清滋 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は荻曽根地内の埋め立て済みの田、番号 2 番は木越地内の休耕田、番号 3 番は村松字六軒丁地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番、権平です。番号 1 番と番号 2 番について確認します。1 番は登記は田んぼ現況は埋立済みで、2 番は登記は田んぼで現況は休耕田とあります。これについて、審査表には下水道・水道管が埋設された箇所と書かれていますが、これは農地の下に下水道。水道管が通っているという意味ですか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、ご説明いたします。審査表の「埋設」という意味ですが、その田んぼに直接入っているということではなくてその接する道路に本管が通っているという意味であります。

権平孝男 委員

であれば、そういう書き方をしてもらわないと。この書き方だと農地に水道管、下水道管が通っているように取られますので、「地域」とかの方が良いと思います。

阿部係長 はい、そうですね。審査表の 36 ページと 42 ページのなかで、「下水道・水道管が埋設された箇所」という表現となっております。おっしゃる通りであります。今後は、箇所ではなくて埋設された地域であるとか、分かりやすく修正したいと思います。

議 長 よろしいですか。

権平孝男 委員

分かりました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第4号・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

51ページをご覧ください。今月は2件の申し出がありました。番号1番と番号2番の内容については、令和6年9月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番と番号2番は売買の案件です。

番号1番は、合計面積2,538㎡。番号2番は、合計面積2,091㎡

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (②通常案件)

議長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は17件、その内、賃貸借の新規は2件、再設定は15件の申し出がございました。

53ページからをご覧ください。番号1番と番号2番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、56ページをご覧ください。合計面積17,367㎡。番号2番は、合計面積1,239㎡。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号3番から77ページの番号17番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

議席番号3番、今井です。賃貸借設定の番号1番ですが、契約の内容が全部で50袋となっております。これは30キロで50袋という意味ですか。割ると何俵になるのか、わざわざ何でこういう書き方になっているのか教えてください。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、お答えします。全部で50袋ということですが、お米の袋で50袋ということで、当事者から申請がありました。お米の袋が30キロですので、俵数に換算すると25俵となります。

今井聡 委員

色々な書き方があって良いということでしょうか。反当何俵とか、そんな感じが多いですので50袋と言われると。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。この表記につきましては、以前にも俵数で統一した方が良いんじゃないかと、色々な書き方ではなくなるべく統一をした方が良いというご意見を頂戴しております。

今回についても、俵数でどうですかというようなことでお話しはしたんですけど、30キロで50袋というものが当人同士にとっては非常に分かりやすいので、是非ともこれでいきたいという申し出がありました。ということで受け付けをしたものであります。以上であります。

今井聡 委員

もう少しいいですか。お米で書いてあるということは、ここは本田屋の圃場整備の区域以外なんだろうと思いますが、圃場整備区域になるとお金で取り引きとなりますよね。そういうのが混ざった申請のときは、区域内は現金でその他は俵数でも良いんですよね。可能性はありますよね。分かりました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもって、令和6年第9回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時25分 閉会)